2026年11月25日

各　位

会 社 名　　かどや製油株式会社
代表者名　　代表取締役社長　北川　淳一
（コード番号2612　東証スタンダード市場）
問合せ先　　常務執行役員 経営企画部長
兼 コーポレート本部長　佐藤　幹央
（TEL　03-6721-6957）

（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、当社が 2026 年９月 14 日に公表しました「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「９月 14 日付プレスリリース」といいます。）（当社が 2026 年９月 16 日付、同年 10 月 28 日付、同年 10 月 29 日付、同年 11 月６日付、同年 11 月９日付、同年 11 月 11 日付及び同年 11 月 20 日付で公表した各変更又は訂正のお知らせ（同年 10 月 28 日付のものを、以下「10 月 28 日付プレスリリース」、同年 11 月９日付のものを、以下「11 月９日付プレスリリース」、同年 11 月 11 日付のものを、以下「11 月 11 日付プレスリリース」、同年 11 月 20 日付のものを、以下「11 月 20 日付プレスリリース」といいます。）により変更又は訂正された事項を含みます。）について、Ｃ社（以下に定義します。）から公開買付価格（Ｃ社）（以下に定義します。）を大株主各社からの同意の取得状況に応じて、2,830 円から 3,200 円までの範囲の価格に引き上げること等を内容とする本Ｃ社再提案（以下に定義します。）を受領したこと等を踏まえ、その記載内容に一部変更すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、10 月 28 日付プレスリリースに記載のとおり、９月 14 日付プレスリリースに記載した当社への買収提案に係る検討プロセスに参加しているファンドである候補者Ｃ（以下「Ｃ社」といいます。）より、2026 年 10 月 27 日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｃ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化（以下「本取引（Ｃ社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本Ｃ社提案」といいます。）を受領し、本Ｃ社提案における公開買付価格（以下「公開買付価格（Ｃ社）」といいます。）は 2026 年９月 14 日時点の本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を上回っていたことから、2026 年 10 月 28 日付で、本公開買付契約（当該契約の概要については、９月 14 日付プレスリリースの「（６）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れました（以下「本申入れ」といいます。）。その後、11 月 11 日付プレスリリースに記載のとおり、公開買付者は、2026 年 11 月 11 日、本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 2,655 円、本自己株式取得価格（９月 14 日付プレスリリースにおける定義と同じです。）を 2,113 円に変更しております。なお、同日時点において、当社株式の非公開化にかかる取引を検討するために設置された当社特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありませんでした。

今般、当社は、2026 年 11 月 20 日付で、Ｃ社より、本Ｃ社提案の更新として、公開買付価格（Ｃ社）を引き上げる旨の本公開買付け（Ｃ社）を含む本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力を有する「最終意向表明書（再提出）」（以下「本Ｃ社再提案」といいます。）を受領いたしました。本Ｃ社再提案は、本Ｃ社提案の内容のうち変更が生じた事項のみを記載したものとのことです。また、当社及び本特別委員会は、本Ｃ社再提案における公開買付価格（Ｃ社）は 2026 年 11 月 20 日時点の本公開買付価格を上回っていると判断したことから、本Ｃ社再提案は、本Ｃ社提案と同様、本公開買付契約に定める適格対抗提案に該当すると評価し、当社は、2026 年 11 月 21 日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れ

ました（以下「本11月21日協議申入れ」といいます。）。

当社及び本特別委員会は、本C社再提案は、下記に記載の理由から、本公開買付契約に定める適格対抗提案に該当すると評価しているところ、本公開買付けと本公開買付け（C社）は両立し得ないことから、当社取締役会及び当社株式の非公開化に係る取引を検討するために設置された本特別委員会は、引き続き、(i)公開買付者及びC社と誠実に協議等を行うとともに、(ii)創業家株主及び法人株主（いずれも9月 14 日付プレスリリースにおける定義と同じです。）に対して当社株式の非公開化に係る取引に関するその意向や両候補者とのコミュニケーション状況を確認することなどを通じて（疑義を避けるために付言すると、下記に記載する本C社再提案において示された法人株主の意向等は、同再提案において2026年11月20日時点のC社の認識として示されたところの法人株主の意向等を、同再提案に記載のとおり開示するものであり、当社及び本特別委員会としては、今後、関連する法人株主の意向等について直接確認することを予定しております。）、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか、公開買付けの成立可能性があるか等について、現在の状況に鑑みながら適切に検討を行っていく予定です。

なお、本日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（２）意見の根拠及び理由

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（変更前）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、以上の各回答を踏まえ、2026年11月20日時点において、Best & Finalプロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識しております。今後の対応については、本取引をめぐる不確実な状況の長期化による当社の企業活動への負担、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保等の観点から、引き続き検討してまいります。

以上を踏まえ、2026 年 11 月 20 日時点においても、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（変更後）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、以上の各回答を踏まえ、2026年11月20日時点において、Best & Finalプロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識しております。今後の対応については、本取引をめぐる不確実な状況の長期化による当社の企業活動への負担、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保等の観点から、引き続き検討してまいります。

以上を踏まえ、2026 年 11 月 20 日時点においても、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

その後、当社は、C社から、2026年11月20日付で、本公開買付け（C社）及び本取引（C社）に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提出）（以下「本C社再提案」といいます。）（注 12）を受領いたしました。本C社再提案によれば、C社は、本C社提案の提出後の三菱商事及び三井物産との協議の進捗、公開買付者が同年11月11日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書の内容を踏まえ、本C社再提案を提出したとのことです。本C社再提案によれば、本C社再提案には本C社提案の内容のうち

変更が生じた事項のみが記載されており、本C社再提案に記載のない事項については、本C社提案の記載から変更はないとのことです。なお、本C社再提案によれば、C社は、本C社再提案の提出にあたり、事前に法人株主に本C社再提案の最終版ドラフトを共有したうえで提出しているとのことです。また、本C社再提案において、当社は、C社から、11月20日付プレスリリースに記載のBest & Finalプロセスについては、2026年11月18日付で回答したとおり、同プロセスの実施に同意しかねるものの、本C社再提案に記載の条件が、当社の一般株主を含む全ての株主にとって最も有利な条件であると確信しているとして、本C社再提案に基づき、本C社再提案を当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に最も資する提案として評価し、本公開買付け（C社）に対する賛同を検討するよう要請を受けました。

本C社再提案によれば、C社は、本C社提案と同様に、当社株式のうち、法人株主及び創業家株主（以下、併せて「大株主各社」といいます。）が保有する当社株式については、これらの株主との間で不応募契約を締結し、当該契約に基づく本自己株式取得（C社）を、その他の株主が保有する当社株式については、本公開買付け（C社）により取得することを予定しているとのことです。

（ア）法人株主との協議の状況

本C社再提案によれば、C社は、法人株主との間で、一定のフィデューシャリー・アウト条項付きの公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（C社）」といいます。）の締結について協議しているとのことです。本C社再提案によれば、C社は、法人株主とのこれまでの協議により、法人株主から、法人株主が、それぞれ以下の条件を満たすことを前提として、公開買付者との間で不応募及び自己株式取得に関する契約を締結する予定は2026年11月20日時点では想定されていないものと伝達を受けているとのことです。

- 三菱商事においては、2026年11月20日時点の大株主各社の合意又は表明の状況にかかわらず、創業家株主を含めた大株主各社の全てが不応募及び自己株式取得に関する契約を締結していることを前提とした場合におけるC社の提案に係る公開買付価格及び対価総額（100%株式価値）の双方が、公開買付者における同一の前提を置いた場合の公開買付価格及び対価総額（100%株式価値）をそれぞれ上回ること
- 三井物産においては、2026年11月20日時点の大株主各社の合意又は表明の状況にかかわらず、創業家株主を含めた大株主各社の全てが不応募及び自己株式取得に関する契約を締結していることを前提とした場合におけるC社の提案に係る公開買付価格及び対価総額（100%株式価値）の双方が、公開買付者、B社（本B社再提案及び不応募契約締結時点における提案（もしあれば）を含みます。以下同じです。）、並びに不応募契約締結時点において提案を行う第三者（もしあれば。以下同じです。）における同一の前提を置いた場合の公開買付価格及び対価総額（100%株式価値）をそれぞれ上回ること

したがって、本C社再提案によれば、C社は、法人株主が、大株主各社の全てが不応募及び自己株式取得に関する契約を締結していることを前提とした場合における提案価格のそれぞれと比較した場合に、公開買付者の提案に係る公開買付価格及び対価総額（100%株式価値）がC社の提案、B社及び不応募契約締結時点において提案を行う第三者の提案をそれぞれ上回らない限り、公開買付者との間で不応募及び自己株式取得に関する契約を締結する予定は2026年11月20日時点では想定されていないものと認識しているとのことです。

（イ）法人株主の意向を踏まえた提案価格の比較

本C社再提案によれば、C社は、上記の法人株主の意向も踏まえ、両候補者の提案は、2026年11月20日時点の各社の合意又は表明の状況にかかわらず、創業家株主を含む大株主各社の同意の取得状況について同一の前提を置いて比較することが合理的であり、当該比較において、公開買付価格（C社）は本公開買付価格を256円上回ると考えているとのことです（下表1行目）。

また、本C社再提案によれば、仮に当社及び本特別委員会が2026年11月9日付で公表した比較の方法（11月6日付小澤氏表明を踏まえ、創業家株主からの同意を前提とする価格を比較対象から除外する前提のもとでの上限価格の観点から比較する方法）と同等の方法を用いた場合であっても、上記のとおり、法人株主は、少なくとも公開買付者の提案がC社の提案を上回らない限り公開買付者との間で不

応募及び自己株式取得に関する契約を締結する予定は 2026 年 11 月 20 日時点においてないことから、かかる予定を前提とする上限価格（以下「株主意向に係る前提付き上限価格」といいます。）は、公開買付者においては創業家株主のみが合意するケースの 2,655 円、C社においては法人株主が合意するケースの 3,101 円となり、公開買付価格（C社）が公開買付者の提案に係る公開買付価格を 446 円上回ると考えているとのことです（下表２行目）。

比較の前提	本公開買付価格（円）	公開買付価格（C社）（円）	公開買付者100%株式価値（百万円・C社試算）	C社 100%株式価値（百万円）
大株主各社の全てが合意（大株主各社の合意に関して同一の前提を置いた比較）	2,944	3,200	72,017	78,238
株主意向に係る前提付き上限価格（公開買付者：創業家株主のみ合意／C社：法人株主が合意）	2,655	3,101	71,345	78,249

（※１）本公開買付価格は、公開買付者が提出した公開買付届出書の訂正届出書及び当社のプレスリリース等の公表情報に基づくものであり、公開買付者の提案に係る 100%株式価値は、当該公表情報をもとにC社が試算したものとのことです。

（※２）本C社再提案によれば、C社は、株主意向に係る前提付き上限価格による上記比較について、かかる方法は適切な比較方法とは言い難いと考えているものの、当社の判断の参考として、当社及び本特別委員会が 2026 年 11 月 9 日付で公表した比較方法と同等の方法による比較結果を示したものとのことです。

また、本C社再提案によれば、C社が前提とする当社の 100%株式価値は、いずれのケースにおいても約 782 億円（78,229 百万円から 78,249 百万円）である一方、公開買付者の提案価格を前提とすると、その基礎となる当社の 100%株式価値は、C社の試算では、最大のケースでも約 720 億円（大株主各社の全てが合意するケースにおける 72,017 百万円）にとどまるとのことです。なお、本C社再提案によれば、公開買付者の提案において小澤商事が継続保有することとされている株式を本公開買付価格で評価した場合であっても、公開買付者の提案における 100%株式価値は最大でも約 724 億円にとどまり、C社の提案における 100%株式価値約 782 億円を下回るとの結論に変わりはないとC社は考えているとのことです。

（ウ）本C社再提案における公開買付価格等

本C社再提案によれば、公開買付価格（C社）及び本自己株式取得（C社）に係る１株当たりの自己株式取得価格は、大株主各社のうちいずれの株主から本公開買付け（C社）への不応募及び本自己株式取得（C社）への同意が得られるかに応じて、下表のとおりとのことです。また、本C社再提案によれば、各ケースの価格に対応する当社の 100%株式価値（本公開買付け（C社）及び本自己株式取得（C社）により当社の株主（当社を除きます。）に支払われる対価（税引前の名目額）の総額）は、下表のとおりいずれのケースにおいても約 782 億円とのことです。

大株主各社の同意状況	公開買付価格（C社）（円）	自己株式取得価格 法人株主（円）	自己株式取得価格 小澤物産（円）	自己株式取得価格 小澤商事（円）	100%株式価値（百万円）	本公開買付価格（円）（注 14）	公開買付価格（B社）（円）（注 14）
大株主各社の全てが合意	3,200	2,627	2,541	2,897	78,238	2,944	3,044

法人株主が合意	3,101	2,547	―	―	78,249	―	2,950
三菱商事のみ合意	2,973	2,442	―	―	78,238	―	―
三井物産のみ合意	2,945	2,420	―	―	78,229	―	―
創業家株主のみ合意	―	―	―	―	―	2,655	―
いずれの大株主とも合意なし（全株主応募）	2,830	―	―	―	78,231	―	―

（※１）本Ｃ社再提案によれば、創業家株主がＣ社との間で不応募契約の締結に向けた協議を希望する場合には、Ｃ社として誠実に応じる所存であるとのことです。

（※２）本Ｃ社再提案によれば、自己株式取得価格の設定の考え方（各大株主が本自己株式取得（Ｃ社）に応じた場合に得られる税引後手取り額が、本公開買付け（Ｃ社）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となる水準とすること）は、本Ｃ社提案から変更はないとのことです。

（注 12）本Ｃ社再提案における本公開買付け（Ｃ社）の主要条件は以下のとおりです。

－ 普通株式 1 株当たりの公開買付価格：大株主各社からの同意の取得状況に応じて、2,830 円から 3,200 円とするとのことです（各ケースの公開買付価格（Ｃ社）は上表のとおりです。）。

－ 買付主体：本取引（Ｃ社）のための特別目的会社

－ 公開買付期間：30 営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30 営業日を若干上回る期間を設定することも検討

－ 買付予定数の上限：なし

－ 買付予定数の下限：当社の総株主の議決権の３分の２に相当する株式数から、本公開買付け（Ｃ社）の開始時点において不応募契約等を締結済みの大株主各社の保有株式に係る議決権数に相当する株式数（単元未満株式を除きます。）を控除した株式数

－ 本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は一定の前提条件（注４）が全て充足されることを条件として、2026 年 12 月上旬頃に公開買付けを開始することを想定しているとのことです。

（注 13）本Ｃ社再提案によれば、Ｃ社は、本取引（Ｃ社）実行の資金をＣ社が投資関連サービスを提供し又はＣ社の関係会社が管理・運営するファンドによるエクイティ出資及び金融機関からの借入れにより賄うことを想定しているとのことであり、本Ｃ社再提案には、本Ｃ社再提案に記載の買付価格を前提として更新されたＣ社ファンドによるエクイティ・コミットメント・レターが添付されています。また、本Ｃ社再提案によれば、金融機関２行によるコミットメント・レターについては本Ｃ社提案に添付されたものから変更はなく、本Ｃ社再提案における買付価格の引上げに伴う必要資金の増加分は、全て同ファンドによるエクイティ出資により賄う予定であり、本Ｃ社再提案に記載のスケジュールで本取引（Ｃ社）を進めるにあたって、資金調達の面での懸念事項は 2026 年 11 月 20 日時点でなく、かかる資金調達構成により、本取引（Ｃ社）後の当社の財務負担が本Ｃ社提案における想定から増加することはないとのことです。さらに、本Ｃ社再提案によれば、本Ｃ社再提案の提出にあたっては、本Ｃ社再提案に記載の買付価格その他の条件について、Ｃ社ファンドの諮問委員会における追加承認決議を経ており、条件の変更がない限り、本取引（Ｃ社）の実行に際して、Ｃ社ファンド内において追加で必要となる承認手続きは特段ないとのことです。

（注 14）公開買付者の提案に係る本公開買付価格及びＢ社の提案に係る公開買付価格（Ｂ社）については、株主の皆様のご参照の便宜の観点から、当社の判断で、併記しています。

当社及び本特別委員会は、本C社再提案を受領したことを踏まえて、本C社再提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本C社再提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社再提案は、本公開買付契約に基づき、適格対抗提案に該当すると評価しており、また、本C社再提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026 年 11 月 21 日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本 11 月 21 日協議申入れ」といいます。）。なお、公開買付者が、本公開買付契約に定める期限である 12 月２日までに本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更することができないとの判断をするまで、本賛同意見表明を維持することは、当社の取締役の善管注意義務違反を構成するものではないと判断しております。また、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本 11 月 21 日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026 年 11 月 25 日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本 11 月 21 日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年 12 月２日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。当社及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びC社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、2026 年 11 月 25 日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

以　上